

シンガポールにおける最近の選挙制度の動向

(財) 自治体国際化協会

目 次

はじめに : シンガポールの最近の選挙事情

概要	i
第1章 政治資金規正法	1
第1節 背景	1
第2節 動機	1
第3節 影響	1
第4節 匿名の寄付	2
第5節 寄付ができる者及び総計で10,000ドル以上の寄付の取り扱い	2
第6章 パンフレット印刷のようなサービスの形態での寄付	2
第7節 寄付報告書は一般公開されない	3
第8節 まとめ	3
第2章 電子投票	4
第1節 背景	4
第2節 動機	4
第3節 電子投票の手順	4
第4節 安全確保(不正投票の防止)の方策	5
第5節 論議	5
第3章 海外投票	7
第1節 海外投票の理由	7
第2節 海外投票の有権者資格	7
第3節 海外投票の段取り	8
第4節 投票日	8
第5節 論議	8
第6節 突然の決定の変更	9
第7節 決定変更に関する論議	9
第8節 選挙人名簿のコンピュータによる確認	9
第4章 供託金の引き上げ	10
第5章 コンピュータなどによる選挙運動	11
第1節 背景	11
第2節 影響	12
第3節 論議—自由化又は規制	14

第6章 複数選挙区での立候補禁止	15
第7章 多くの無投票当選	16
第1節 背景	16
第2節 影響	18
第8章 結論	19
参考	22
附表1	24
附表2	25
附表3	26
政治団体の「寄付報告書及び宣誓書」早見表	27
あとがき	28

シンガポールの最近の選挙事情

はじめに

シンガポールでは、原則として議会議員選挙が5年ごと、大統領選挙が6年ごとに行われる。首相府の管轄下の選挙局がこの2つの選挙事務を管理している。

前回の議会議員総選挙が1997年1月2日^(注1)に行われたので、次回の選挙は2002年8月までに実施されなければならなかった。そこで、ゴー・チョクトン首相は昨年(2000年)12月という相当早い時期に、与党の選挙戦略の構想を練り上げていた。

今年(2001年)に入って、9月28日には選挙人名簿^(注2)の縦覧開始、10月18日には議会の解散が行われ、選挙告示日は10月25日に、投票日は、9日後の11月3日に設定された。シンガポールの選挙日程はその突発性、速攻性に特徴(野党に十分な選挙準備態勢をとらせないため)があるが、今回の総選挙は、その中でも最たるものとなった。^(注3)

2001年11月3日の総選挙の前には、グループ選挙区15、1人区9の合計24の選挙区があった。グループ選挙区数、1人区数、合計の選挙区数は選挙の度に変動する。^(注4)

今回は総選挙の1月前に(候補者の戦場ともいうべき)選挙区が再線引きされ、その結果14のグループ選挙区と9の1人区の計23の選挙区で、現行より1名増の84の議席が争われることとなった。(詳細は、附表3参照)

与党 People's Action Party (人民行動党; 以下 PAP という。) が選挙告示日の10月25日に84議席中55議席を無投票当選で獲得したので、投票日を待たずして引き続き政権を担当することとなった。ちなみに、55議席という数は、1968年の総選挙以来最大の無投票当選の数である。残り29議席で投票が行われる(選挙が争われる)結果となった。その内訳は1人区が9選挙区、グループ選挙区が4(1997年選挙の6選挙区から大幅な減少)である。この大量の無投票当選が2001年選挙の特徴で、PAPの新人候補者のうち18

^(注1) シンガポールでは選挙後、最初の議会が開会されてから議員の任期が始まる。1997年1月2日の総選挙後の最初の議会は、1997年5月に開会された。したがって任期は2002年5月までとなるが、議会解散後3ヶ月以内に選挙を行うこととなっているので、2002年8月までに選挙を実施すればよいということになる。

^(注2) <選挙人名簿>

- ・ 選挙権を有するすべてのシンガポール国民(永住権保持者は含まれない)の名前を登録
- ・ 国家登録局が所有している資料に基づき、原則として自動的に登録、定期的に更新
- ・ 直近の総選挙から3年以内に更新(今回は1999年6月)され、選挙区ごとに調整
- ・ さらに、今回の総選挙では2001年9月26日付の官報により2001年8月31日が登録基準日とされたため、基準日に21歳以上になっている(1980年8月31日以前に生まれた)シンガポール国民が選挙人名簿の登録対象となった。
- ・ 調整後は14日間の縦覧に供され、自己の登録に関する訂正等の申立て及び他人の登録に関する異議の申立てに対応。縦覧を経て確定された選挙人名簿が次回の選挙に使用される

^(注3) 選挙日程に関してゴー・チョクトン首相は「当初、総選挙は2002年の早期に実施する予定であったが、2001年9月11日アメリカ合衆国でのテロ事件後に気持ちが変わった。」「差し迫った課題、特にテロ事件以降より深刻となった不況下での職の創設といった課題に集中して取り組むことができるように早期に選挙を実施すべきだと思った。」と語っている。

ちなみに、1980年以降の多くの選挙では、選挙区の区割り変更の発表から選挙の告示日までに少なくとも1月以上の間隔があった。唯一の例外は1991年の総選挙で、区割り変更の発表から2日後に議会解散、その7日後が選挙の告示日であった。

^(注4) グループ選挙区は、マレー系、インド系又はその他の少数民族(ユーラシアンなど)から議会に代表を送れることを保証するために、4名から6名のグループを選出単位(その中に少なくとも1名はマレー系、インド系又はその他の少数民族を含まねばならない)として議会議員を選出するためのものと紹介されている。制度の変更はシンガポールの常で、従来の4名のグループ選挙区は、2001年の総選挙では姿を消し、5名及び6名のグループ選挙区のみとなった。

名が無投票で議員に選出されることとなった。

2001年選挙の投票日においても、PAPが独立以来3番目に高い得票率を得て、2選挙区を除き、すべての議席を獲得するという地滑りの勝利を収めた。与党PAPは総有効投票の75.3%の得票を得たが、これは、1968年選挙の86.7%、1980年選挙の77.7%に次ぐ3番目に高い得票率で、前回1997年選挙の65%の得票率から10ポイント上昇した。^(注5)

本レポートの目的は、政治献金規制法2000(the Political Donation Act 2000)、電子投票(E-voting)、海外投票(Overseas Voting)のような選挙制度の新しい要素の特徴を簡潔に紹介することにある。もともと、電子投票と海外投票を実施するための議会議員選挙法(改正法) the Parliamentary Elections (Amendment) Billは議会の議決を経て成立はしたものの、これら2つの新しい投票方式は結果的には今回の選挙には適用されなかった。それにもかかわらず、本レポートは、この3つの新しい要素を導入した政府の理論的根拠、その適切性と必要性について議論し、併せてそれらが引き起こした論争についても焦点を当てることとしている。

本レポートは、また、供託金の13,000ドルへの引き上げや5名及び6名のグループ選挙区の増加(への傾斜)といった選挙管理上の修正にも触れる予定である。

政権政党及び野党の将来の方向性について言及して結びとすることとしている。

(財) 自治体国際化協会 シンガポール事務所長

^(注5) 今回の総選挙が11月3日に行われ、最初の議会が11月23日に開会されたので、次の総選挙は、5年3月後の2007年2月23日までに実施されることとなる。

概要

1984年、シンガポール建国の第1世代から第2世代への政権移譲に当たって、ゴー・ケンスイ副首相は「我々は非常にユニークな政治情勢の中にいる。他の民主主義諸国であれば、我々が行っているようなことは必要ないし、実際考えるに及ばないであろう。他の選択肢として野党が常に準備されているからである。しかし、これは、わが国には当てはまらない。……我々は、次の総選挙での議員、閣僚の大幅な入れ替え作業を準備中であり、24名以上の候補者が細心すぎる位の選抜過程を経て選び抜かれた。……次の総選挙を経て我々の政権に参画する予定の諸君に『ようこそわが政権へ、諸君の中には早くから全身全霊を打ち込むべき“神聖な職務(政治)”への参画を自負していたものもいるであろう。その夢が(次の総選挙を経て)実現するのである。諸君は現在のシンガポールの到達点を頂点とみなすのではなく、次の新たなる高峰を目指すためのベースと考えてほしい』と述べている。(“Old Guard, New Guard and Other Establishments”と題する1984年9月25日のスピーチから)

長々と引用したのは他にもない。20年近くたって、第2世代から第3世代への政権移譲の前提となる総選挙が2001年11月3日に執行されたが、政治情勢はまったく変わらなかったばかりか、そのユニークさがより顕著となったからである。

第1に、従来から弱かった野党が、消滅しそうな位に弱くなったこと。

第2に、今回の選挙で、第3世代を新しい感覚で支えるべき新人候補25名が能力、人柄、活動実績の実証の上に数次に及ぶ与党幹部の面接を経て選び抜かれたこと。ちなみに第3世代の中核とみなされている40歳代のリー・シェンロン副首相、テオ・チャーヘン教育相、ジョージ・ヨー通産相などは相当の閣僚経験を経て、いつでも政権を受け取れる態勢にある。

第3に、84議席のうち、3分の2にあたる55議席が無投票当選(全員が与党議員)で議席が確定したこと。
などである。

また、一方では、こうした政治情勢とは別に、実際の選挙の執行面で、IT先進国で金融ハブ、情報ハブのシンガポールらしく、電子投票(e-voting)や海外投票(overseas voting)の動きやコンピュータによる選挙運動のルール化やコンピュータでの選挙人名簿のチェックなどの新しい様相も多くみられた。

本レポートは、こうした最新のシンガポールの選挙事情を、2001年の総選挙を中心に説明したもので、シンガポール事務所のシェリー調査員がまとめたレポートを、所長の平谷ができるだけ原文のリズムを崩さないように、適宜補足説明を加えながら翻訳したものである。

なお、選挙制度そのものについては、平谷著『シンガポールの選挙制度』(自治研究第75巻第11号)を参照していただきたい。

第1章 政治献金規制法 (The Political Donation Act)

第1節 背景

政治献金規制法案 (The Political Donation Bill) は2000年5月に初めて議会で議論され、2001年2月15日から施行された。

この法律は、外国人が資金提供を通じて国内政治に介入するのを防ぐためのものである。

この法律は、また、政治団体、候補者又は選挙代理人が許可された資金提供者以外の者からの寄付を受けることを禁止し、併せて匿名の寄付の受け取りを制限しようとするものである。

第2節 動機

こうした規制をするのは、何もシンガポールが最初という訳ではない。多くの国々、例えばアメリカ合衆国、カナダ、インド、フランス、日本、香港、台湾、ドイツといった国々も既に、外国からの政治献金を禁止又は制限する法律を有している。

大韓民国では、政治資金法 (Political Funds Act) に基づき、外国人及び外国企業 (大韓民国の国籍所持者が経営している外国企業を除く) は、いかなる政党へも政治資金を提供することは認められない。英国も同様に、最近、「政党、選挙及び住民投票法案 (Political parties, Elections and Referendum Bill)」を導入した。

2000年5月22日、議会での第2読会の場でウォン・カンセン内務相は次のように説明した。

「外国人が直接シンガポールの政治団体の主義を支持したり、候補者に投票したりするより、政治団体や候補者を支持するために献金することの方がより合法である」という理由はどこにもない。

シンガポールの政治は、シンガポール国民のためだけに行われるべきである。

政治的に脆弱な (外国の干渉や侵略を受けやすい) 島国の国家として、国内政治に外国からの干渉を取り除く必要がある。もっとも、最近そんな事例があつて法律を改正しなければならぬという訳ではないが。実際2001年の総選挙においても、この新しい規制に違反した政党や候補者は全くなかった。

第3節 影響

この法律に基づいて、政党及び候補者は外国のグループからの寄付を受けることができなくなった。今回初めて、2001年の総選挙に立候補した候補者は、前年受けた寄付がすべて合法であると証明するために、「政治献金証明書」を選挙の告示日に提出するよう求められた。「政治献金証明書」は、立候補予定者が遅くとも選挙告示日の2日前までに「選挙前寄付報告書及び宣誓書」を政治的寄付登録所に提出した場合に、選挙告示日の前日までに発行される。

政党、政治機関、大統領選挙又は議会議員選挙の候補者及び選挙代理人のほか、同一の政党に暦年で1年以内に (数回の小額寄付に分けた場合でも) 合計して10,000ドル以上

の寄付をした者は「寄付報告書及び宣誓書」を政治的寄付登録所に提出しなければならない。

第4節 匿名の寄付

この法律は、政治団体が当該団体の1会計年度を通じて5,000ドル未満の匿名の寄付を受けることができるとしている。同様に、候補者も選挙告示日の前に行われる宣誓の日から数えて前12ヶ月の間に5,000ドル未満の匿名の寄付を受けることができる。

この5,000ドルという金額は、本当の善意の寄付者が小額の寄付をするのを認めることと匿名を隠れ蓑にして重大な外国の寄付が行われないように抜け穴をふさぐという2つの要請を満たすために採用されたものである。

もし、政治団体又は候補者に1名の匿名の寄付者から5,000ドル以上の小切手の提供があった場合は、当該政治団体又は候補者はその小切手を受け取ることはできず、提供の日から30日以内に当該小切手を小切手発行銀行へ返却しなければならない。

個々の匿名の寄付は総体として取り扱われるので、2, 3のより小さな寄付に分割することはできない。例えば、匿名の寄付を既に4,000ドル受け取っている場合に、新たに3,000ドルの匿名の寄付の提供があった時は、3,000ドルを（999ドル99セントと2000ドル1セントに）分割して、4,999ドル99セントまで匿名の寄付を受けるといようなことはできない。これは、その政治団体又は候補者に寄付する場合に匿名のままにいたいという善意の寄付者の思いを慮った取り扱いである。（分割すれば、その過程で、寄付者の氏名がでてしまうので）

第5節 寄付ができる者及び総計で10,000ドル以上の寄付の取り扱い

寄付ができる者は、21歳以上のシンガポール国民又は事業を専ら若しくは主にシンガポール国内で行っているシンガポールの管轄下にある企業である。

永住権保有者、21歳未満のシンガポール国民並びに協会、労働組合、互助会、慈善団体、協同組合及び相互保険のような団体は寄付ができない。

政治団体は、いかなる寄付でも受け取った段階で、領収書を寄付者に発行するとともに、寄付の詳細及び寄付者の属性（具体的には、氏名、住所、寄付の額、受領日）を記録しなければならない。寄付者の同一政党に対する寄付の総額が暦年で1年の間に10,000ドル以上となった場合には、当該寄付者は、「寄付報告書及び宣誓書」を政治的寄付登録所に提出しなければならない。

第6節 パンフレットの印刷のようなサービスの形態での寄付

印刷会社がただで政治団体に印刷サービスを提供した場合、それは、政治団体に対する当該印刷会社の寄付とみなされる。政治団体はそのサービスを受け取る前に、その印刷会社が寄付できる者（上述した基準のシンガポールの企業かどうか）を確認しなければならない。さらに、記録に残し、その価値が10,000ドル以上の場合には「寄付報告書及び宣誓書」を政治的寄付登録所に提出しなければならない。

ただし、この法律の規制の対象となるのは、選挙時に個人の選挙を応援する目的で行われる寄付（ポスターの印刷など）に限られる。

第7節 寄付報告書は一般公開されない

政治的寄付登録所に提出された寄付報告書は、原則として一般公開されない。というのも、一般公開が政治団体や候補者に対する寄付できる者の寄付を抑制する方向に働く恐れがあるからである。

第8節 まとめ

この法律は、シンガポールの国内政治過程から外国の影響を排除し続けるという目的から見れば、賞賛すべきものである。

政治団体は、受け取った寄付を計算し記録するという多少の手間ひまは必要となるが、シンガポールの政治過程の独立と高潔さを保持し続けるという観点からは、この程度の手間ひまはものの数ではない。（p28:政治団体の「寄付報告書及び宣誓書」早見表）

第2章 電子投票 (Electronic Voting : e-Voting)

第1節 背景

現在、シンガポールは議会議員選挙、大統領選挙ともに投票用紙による投票システムを採っている。しかしながら、ベルギー、オランダ、アメリカ合衆国で採用されている様々なタイプの電子投票システムを検証した後、政府は、パソコンを基礎にしたタッチスクリーン方式を選択することとした。政府は、また、有権者が当該システムに慣れることができるように、当初は限定された地域で導入する計画を立てていた。ところが、総選挙が突発的に行われたため、このシステムの導入を次の選挙まで延期せざるを得なかった。というのも、このシステムをテストする時間的余裕も、このシステムを使えるようにするための大衆教育を国民に実施する時間的余裕もなかったからである。

第2節 動機

投票用紙による投票システムは、人手がかかって仕方がないこと、選挙局が、公共部門が順次民営化されていく傾向から、(他の部局の) 公務員を選挙担当の公務員として駆り出すことがますます困難になっていくであろうと予見していたことから、電子投票システムが採用された。また、電子投票システムは、便利で時間の節約にもなる。

コンピュータとタッチスクリーンのモニターは、選挙後は他の用途にも活用できるので、選挙の合間の保管、維持及びシステムの旧弊化 (に伴う更新) の問題も生じない。

電子投票は、また従来の投票用紙投票のあいまいさを減少させるとともに、より速い投票の集計ができるようになる。

第3節 電子投票の手順

- 1 投票者はチェックのために (本人確認のために) ID カードを提示した後、係員の指示に従って指定された投票ブースに向かう。コンピュータのスクリーンには、投票用紙のイメージの表示が現れてくる。それは、従来慣れ親しんでいる投票用紙のイメージと全く同様のものである。
- 2 投票ブースごとにタッチスクリーンのコンピュータが置かれており、投票者はスクリーンの所定の箇所にタッチすることにより使用言語 (シンガポールでは、英語、中国語、マレー語、タミール語の4言語が公用語なので) を選択することができる。
- 3 スクリーンには、その選挙区で競っている政党及び候補者の詳細とともに、アイコン (印) があらわれる。
投票者は、スクリーンの一定箇所にタッチすることにより選択した政党を指し示し、次いで投票を行う。
- 4 スクリーン上の投票の確認の文字が点滅する。その投票の複写が別の安全確実な (透明な) 箱の中の機器に打ち出され、保管される。

試行が成功すれば、選挙局は従来の方式を全廃して新システムに切り替える予定である。

投票された投票用紙のすべての記録が中央集約システムに保存され、投票時間の終了と同時に投票の集計が自動的、電子的に行われる。

投票が行われなかった場合又はわざとすべての政党に投票することにより無効票となるように細工したような場合は、白票として記録される。

第4節 安全確保（不正投票の防止）の方策

安全確保（不正投票の防止）のため、選挙担当官は電子投票システムを点検することができる。（具体的には、電子投票直接記録マシン **Direct Recording Electronic(DRE) voting machines** のことで、投票日の前に複数の政党又は選挙代理人の立会いの下での点検）点検後、当該マシンは封印され、投票日当日に取り出され、封印が解かれる。

それぞれの投票所では、投票管理官が投票日当日マシンの使用開始前に、当該機器にいかなる不正な細工も施されていない旨の確認をしなければならない。

万一のシステムダウンや停電に備えて、技術者及び予備の発電機が用意されている。

しかしながら、仮に全部のシステムが機能しなくなった場合には、後ほど投票用紙による投票を行うか改めて同様の電子投票(DRE)を行うかのいずれかとなり、振り出しに戻らざるを得なくなるかもしれない。この場合には、日を改めて1週間以内の別の日に延期することもできる。

停電によって生じる中断を防止するため、電子投票システムを採用している投票所には予備の発電機を用意する。

ハッカーを防止するため、電子投票システムと集計センターとの間はオンラインで接続しない。

第5節 論議

ほとんどのシンガポール国民が IT の実務的知識を有するようになってきているし、このように技術的に進んでいることを政府も活用すべきなのだが、より高齢の世代は新しい機器に適応することが困難と思うかもしれない。^(注6)

DRE マシンは投票者により困惑をもたらすかもしれない。

カリフォルニア工科大学及びマサチューセッツ工科大学の最近の研究によれば、電子投票は無効票を増加させる方に働くと報告されている。他のいかなるシステムによる場合よりも、パンチカードや DRE マシンシステムによった場合の方が無効投票の率が平均して高いという有意の記録が現れている。

そこで、国民がよりこの電子投票システムに馴染めるようになるために、できるだけ早期に国民に積極的な大衆教育プログラムを提供する必要がある。

^(注6) シンガポールでは、最近の新聞の調査によれば、ATMs（現金自動支払機）を利用するより、銀行の支店で順番待ちをする方が好きと言う者もいる。このことは、国民の中に未だに新しい技術を使うことができない又は使うのが嫌である者がいるということを示している。

より親近感を持てるように、議会議員選挙法（改正法）の追加規定第 50 条 D は、スクリーン上の投票用紙のイメージは（従来の）投票用紙の様式と全く同様の様式とすると規定している。

選挙局は、パイロット選挙区だけでなく、全国民を対象にコミュニティークラブや近隣ショッピングセンターといった身近な多くの場所で拡充された大衆教育プログラムを提供する予定である。

投票日当日には、デモンストレーション（展示）用のマシンが投票所に設置される予定である。仮に投票者が（これだけ教育したとしても）まだ助けを必要とするような場合には、選挙担当官達が、このデモンストレーション（展示）用のマシンで投票のやり方を教えることで、投票の手助けをする予定である。

第3章 海外投票 (Overseas Voting)

第1節 海外投票の理由

1997年の議会議員総選挙の統計によれば、約43,000名の有権者、率にして有権者総数の2%強が海外に居住していると選挙局は推計していた。更に、何年も海外に住んでいて長期にわたって選挙人名簿の登録が更新されていない者も相当数いると見込まれる。

それで、外務省は、経済の国際化を背景に、当時よりも多くのシンガポール国民が海外で働いたり、勉強したりしている点を考慮して、現在海外にいるシンガポール国民は約10万人と推計している。

(前回の選挙時) より多くのシンガポール国民が海外に居住していることを認識したので、政府は、5カ所の在外公館(大使館)すなわち北京、キャンベラ、香港、ロンドン、ワシントンで海外投票を施行することとしていた。

この5つの在外公館が選ばれたのは、中国、オーストラリア、香港、ヨーロッパ、アメリカに相当数のシンガポール国民が居住していることに加えて、当該在外公館が選挙を実施するための十分なスタッフを有しているためである。

第2節 海外投票の有権者資格

現行の選挙法は、シンガポールに通常居住しているシンガポール国民のみが選挙できると規定している。厳格に解釈すれば、シンガポールに通常居住していないシンガポール国民は、選挙人名簿に登録されないということになる。そこで、海外投票が認められるためには「通常居住している」という定義が拡張されなければならなかった。改正法第3項は議会議員選挙法第5条を修正し、住民でないシンガポール国民をシンガポールに「通常居住している」とみなし、海外投票のための登録前の5年間に合計2年以上のシンガポールでの居住歴がある場合に限り有権者として選挙人名簿に登録することができるようにした。5年間というのは、議会議員の法定の通常任期に対応するものである。^(注7)

もともと、5年間に合計2年以上のシンガポールでの居住歴という基準は、政府の命で海外に職務又は勉強で派遣された国民及びその家族には適用されない。また、政府の承認を受けた国際機関に勤務する者も同様である。というのも、政府の命を受けて海外で長期にわたって勤務する者や政府派遣の留学生の中には、(この要件に合致せず) たまたま選挙権を失うものがあるかもしれない点を配慮したものである。

また、居住歴の要件は、選挙区決定のため、また、2重投票防止のための必要な前提条件ともなる。シンガポールの議会選挙は、選挙区をベースに行われる。従って、シンガポールでの住居は、選挙期間中に投票する特定の選挙区を割り振るための基準となりうる。

^(注7) 海外投票の登録資格として、(本国での) 居住要件を必要とするのは、国際的に見てもそれ程珍しいことではない。ニュージーランドでは出国後3年以内、カナダでは出国後5年以内の国民に限り海外投票の登録資格を有するとされている。この両国とも政府の役人及びその家族については、この居住要件は不要とされている。インドやイスラエルのように、外交官及び政府特使に限り海外投票を認めている国もある。

また、シンガポールでの住居を基準とした特定の選挙区の割り振りなしでは、容易に2重投票が可能となり、しかも、それを見つけ出すのが困難となるからである。

投票しようとする海外に居住するシンガポール国民は、いまだに住宅を所有している又は何らかの関連を有しているシンガポールの住所を登録しなければならない。というのも、このシンガポールの住所が、彼又は彼女が属する選挙区を決定する際の基礎として使われるからである。

2重（多重）投票を防止するために、シンガポールの住所は、自身又は親戚の所有する家屋に属するものに限られる。友人の所有する家屋は認められない。

もし、友人の所有する家屋を認めるとすると、「友人」の定義が困難であるので、シンガポールの住所としてあらゆる人物の住所を利用することが可能となってしまうからである。

第3節 海外投票の段取り

海外で投票しようとする有権者は、選挙局又は在外公館の1つで、事前の登録をしなければならない。これによって、選挙局は必要な資材を決定し、準備することができる。

海外投票のための登録は、シンガポールにおける選挙人名簿の縦覧期間と同時期に在外公館で開始される。この海外投票のための登録は、21日間行われる。これは、シンガポールにおける選挙人名簿の縦覧期間の14日間よりも7日間長くなっている。海外の有権者に登録の情報が届き、在外公館に登録のために出向くのに余分の時間がかかることを慮った措置である。

第4節 投票日

海外投票は、シンガポールでの投票日にできる限り近づけて行われる。

海外投票は、シンガポールでの投票開始より早く開始することはできるが、シンガポールでの投票終了よりも遅く終了することはできない。

ロンドンの大使館での投票を例にとると、シンガポールで午後8時に投票が終了した時点では、ロンドンでは正午に過ぎない。そこで、有権者に十分な投票時間を与えるために、シンガポールでの投票終了よりも遅く終了することはできないので、シンガポールの投票日の1日前に実施されることとなろう。

第5節 論議

国家公務員及び国費留学生を例外とした5年間に合計2年以上のシンガポールでの居住歴という基準は、(エリートと一般人とは) 違いがあるのだということであらわにすることによって、有権者の間に1つの特権階級を創り出したようにもみえる。

しかしながら、政府は、国家公務員と国費留学生は義務の履行として海外に派遣されているので、彼らが選挙時にシンガポールにいなかったというだけの理由で投票権を奪うことは問題であろうと説明して、正当化に努めている。

第6節 突然の決定の変更

2001年9月27日に、翌28日から海外の有権者の登録が開始され、かれらに投票所入場券が発行されると発表された。海外での登録の締め切りは10月18日にセットされた。

しかるに、登録が始まったわずか1日後に、政府は2001年総選挙に海外のシンガポール国民が投票できるという決定を覆した。その理由は、2001年9月11日の米国の同時多発テロ事件以降の「最重要の安全確保の観点」である。次いで、海外投票を認めるという現行の規定を一時的に執行停止するための法律案が議会に上程された。

第7節 決定変更に関する論議

海外のシンガポール国民の中には、失望を露にし、政策の変更によって、議会の議論と海外投票の登録が無駄になったと感じたものもいた。

この変更は性急（拙速）で、議会での長期に及ぶ論議の末にこの法案を議決した議員の努力を無にするものと、受け取られている。

政府が言及した安全確保の観点は下手な言い訳と感じる者もあり、彼らは、仮に政府がワシントンでの投票を中止したいというのであれば、残りの他の4都市での海外投票は予定通り実施すべきであるし、在外公館以外の他の場所で実施するという選択肢も考慮すべきであったと論じている。

突発性の選挙によって、海外投票の実施が不可能になったとするのがもっとも自然な理由であろう。

政府は、海外のシンガポール国民がどうしても投票したいというのであれば、シンガポールにやって来て投票するべきだとも提言している。しかしながら、総選挙は短い周知期間で実施されることが通例なので、この提言が現実的でないことはあきらかである。

しかしながら、限定的なものとはいえ、海外投票を導入しようとする政府の動きは、海外のシンガポール国民を国内政治にリンクし、国家への帰属意識を持たせるため、第1歩を踏み出したとみなすことができる。そうしないと、海外のシンガポール国民が国内政治に興味を持たなくなってしまう恐れがあるからである。

これは、シンガポールに長期にわたって才能にあふれた人材をつなぎとめておく必要性とも関連を有するものである。

第8節 選挙人名簿のコンピュータによる確認 (Checking Electoral Registers Online)

シンガポール国民は、選挙人名簿に登録されているかどうかを確認するために、コミュニティセンターに出かけて行って、選挙人名簿のページをめくる必要はない。選挙局のウェブサイト(www.elections.gov.sg)又は e-citizen のゲート(www.citizen.gov.sg)の関連箇所に自己のIDカードナンバーと生年月日をキーで入力するだけでよい。

第4章 供託金の引き上げ(Election Deposit Raised to S\$13,000)

選挙の供託金は、1988年6月に、前年の議員報酬の8%とするという方式に改めるといふ法律改正が行われるまでは、1,500ドルに固定されていた。その際、政府はこれは泡沫候補の立候補を防止するための措置であると説明した。

爾来、何年にもわたって、供託金の額は議員報酬の増額により著しく増加した。

1988年には4,000ドル、1991年には6,000ドル、1997年には8,000ドルといった具合である。昨年、議員は12月の給与と1月プラス3/4(4分の3)月のボーナスを得てトータルした年収は、162,250ドルに上った。その8%は12,900ドルとなるが、(法律の規定で)500ドル単位で丸めることとされているので、13,000ドルが供託金の額となった。

しかしながら、この新しい方式は多くの野党には好感を持って受け取られていないように思われる。現下の厳しい経済情勢から、野党が多くの議席を争うことを防止するための「戦略」と受け取られている。例えば、5名のグループ選挙区では65,000ドルを準備しなければならないが、資金に困窮している野党やその候補者にとっては、相当に重い額である。(注8)

新たな政治献金規正法の施行とあいまって、大口の寄付者が名前が出るのを心配するかもしれないので、野党にとって必要な資金を集めることがますます困難となる。

供託金は、候補者又は政党の得票数が有効投票総数の8分の1に達しない場合には、没収される。(注9)

従って、政党の候補者は、選挙運動に資金援助してくれる支持者と自己の個人的な資金にますます頼らざるを得ない傾向が強まってきている。

(注8) 供託金の増額と附合するように、2001年の総選挙では無投票当選の数が過去最高であったこと投票が行われたグループ選挙区が1997年の6から4に減少したことを想起されたい。これは、与党PAPの新人候補者18名が無投票当選する要因ともなった。

(注9) 2001年総選挙では2名の候補者が供託金を没収された。無所属のタン・キムチュアン候補(4,9%の得票)と民主進歩党のタン・リードシェイク候補(12%の得票)である。